

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成27年10月2日付けで実施機関に対し、下記4件について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 福祉医療患者Aさんの過誤調整についての情報（以下「請求①」という。）
- (2) 平成20年6月、7月診療分の福祉医療費の過誤調整に関する岐阜県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から県への報告書（以下「請求②」という。）
- (3) 県は国保連を指導する立場にあるのに指導できていないことについて、県の答弁（以下「請求③」という。）
- (4) ○○○○○○に対する監査の書記録及び平成23年9月下旬の監査に関する地域福祉国保課職員による報告書（以下「請求④」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、請求①ないし請求④について、次の理由により公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年10月15日付け地国第756号により、異議申立人に通知した。

(1) 請求①について

その存否について回答すると、特定の個人が疾病にかかり、又は負傷し、特定の医療機関を受診したという事実の有無について明らかにすることとなり、特定の個人が識別できる情報を公開することとなるため（条例第6条第1号に該当）、公開請求に係る公文書の存否について応答できない（条例第9条に該当）。

(2) 請求②について

対象となる公文書を取得していないため、不存在

(3) 請求③について

対象となる公文書を作成していないため、不存在

(4) 請求④について

対象となる公文書を作成又は取得していないため、不存在

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成27年10月21日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 請求①について

国、県、岐阜市及び国保連はいずれも今日までAさんは手術はおろか〇〇〇〇〇〇〇での入院もなく、また2ヶ月間〇〇〇〇〇〇〇外来にもかかっていないという認識で一致しているが、それは事実と異なる。

異議申立人は、監査の時にはすべてのカルテと手術麻酔記録を、また、国に対する行政訴訟では手術のVHS映像まで提出してAさんらの診療事実を立証したつもりがゼロ査定のみである。それなのにAさんに関する助成金部分がゼロ査定の過誤調整対象公文書を公開しないということは、Aさんの〇〇〇〇〇〇〇診療事実を県が隠蔽しているとしか考えられない。

異議申立人と〇〇〇〇〇〇〇が不利益処分を受けた理由は、実際に行われていない手術や麻酔を虚偽伝票作成して国に提出したからであり、この中にAさんの事案も当然含まれている。

当事者は、Aさんではなく異議申立人と県、国である。よって、Aさんの名前は黒塗りでよいからと公開請求した。また、Aさん以外の福祉医療の患者についても知りたいから県が国保連から提出される過誤調整に関する情報をすべて黒塗りでいいので情報公開すべきと求めた。以上は、県民として当然の権利と思われる。

(2) 請求②について

「過誤調整結果通知書」の中に助成金をゼロにするための情報が含まれているはずであり、実施機関としては最も重要な資料となるはずである。

(3) 請求③について

〇〇〇〇〇〇〇の平成20年9月、10月、11月の福祉患者助成金額が総額でマイナス（払落しのみ）になっていたため、実態を発見することになった。国保連へ幾度も出向きどうしてマイナスなのか説明を受けた。担当官によると、Aさんを含めて、〇〇〇〇〇〇〇などの福祉医療の患者で、手術などで診療点数が高額になりそうな場合は、助成金分を例えばAさんだと7月に入金、8月に同額入金、9月同額払落し、10月払落ししたため、このような過誤調整方式をとったもので、この方式は1.5年前からやっているとのことであった。異議申立人は、弁護士に相談し、そういう事実や方式なのかどうか国保連に情報公開してもらうように手紙を出したが、返事はなかった。異議申立人は幾度も国保連に電話したがその都度、「助成金が欲しかったら審査会で最終点数が決定されてから助成金分を請求する書類を出せ」と言われた。つまり、平成19年の初期からそのルールでやっているものであり、規程違反、逸脱した方法だと分かったのである。国保連を指導する立場の県がこの事実を把握していないはずがない。

もし、この件に対する公文書が存在しないとすれば今から調査すべきだ。あるいはこのような事実を知りつつ、〇〇〇〇〇〇〇と異議申立人に対する国による監査と聴聞(平成21年から平成24年5月まで)に実施機関が毎回出席協力しながら、処分の日まで黙秘していたとすれば、大変な瑕疵ある行為である。異議申立人は個別指導の時も監査でも聴聞でもこの話はしているので、知らないはずがない。

(4) 請求④について

県は、監査にすべて出ており、異議申立人が県の参加係官に対し、「飛び地の検査室問題は県が検討中の事案であって、〇〇〇〇〇〇や異議申立人の不正行為ではない」と説明したにもかかわらず、県健康福祉部でも報告や議論がないまま国による判断を通過させた。

県民の県庁に対する信頼関係が総崩れした事件の本質である。異議申立人ではなく県庁の行政不作為によって異議申立人と〇〇〇〇〇〇が最も厳しい不利益処分を被ったのである。この事実を重く受け止めてほしい。

第4 実施機関の主張

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 趣旨

本件異議申立てについては、実施機関の判断は妥当である旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

(1) 請求①について

異議申立人は、実施機関が平成27年10月1日付けで条例第9条に該当し、請求に係る公文書の存否について応答できないとしたAさんの過誤調整に係る文書について、再度、同人を特定して過誤調整に係る情報の公開を求めたものである。

請求①におけるAさんについては、その実名及び生年月日が平成27年8月21日付け公文書公開請求（以下「前回請求」という。）時に県の担当者に伝えられており、その旨請求書に記載されている。

本件対象公文書の存否を答えることは、Aさんという特定の個人が、疾病にかかり、又は負傷し、〇〇〇〇〇〇を受診したという事実の有無を答えることと同義である。

よって、本件対象公文書の存否を答えることは、本来非公開とすべき個人情報を公開することとなり、条例第6条第1号に該当するため、条例第9条に基づき対象公文書の存否について明らかにしないこととした。

(2) 請求②について

異議申立人は、平成20年6月、7月診療分の福祉医療費の過誤調整に関する国保連から県への報告書の公開を求めたものである。

福祉医療費助成事業は、受給資格者の医療費の自己負担分を助成するものであり、市町村が助成金の審査支払事務を国保連に委託して実施し、県は、その経費の一部について、市町村に補助金を交付している。

福祉医療費の過誤調整の具体的な内容がわかるものは、過誤調整が行われた際に国保連が作成する「過誤調整結果通知書」である。これは、通常、福祉医療費助成事業の実施主体である市町村及び医療機関に送付される仕組みとなっているが、県は同事業の実施主体ではないことから、同通知書が県に送付されることはないし、市町村から県に提出されるような仕組みにはなっていない。

現に、請求②に係る「過誤調整結果通知書」は、県に送付等されていない。

なお、県は、当該助成事業に補助金を交付していることから、何らかの問題が発生し、県が実地検査において資料提出を求めた場合、例外的に同通知書を取得する可能性があ

るが、本件においては、資料提出を求めた事実もない。

したがって、実施機関は、対象となる公文書を取得していない。

(3) 請求③について

異議申立人は、国保連が規則・規程を逸脱した方法で過誤調整を行っているとは主張し、指導できていないことに対する県の答弁書の公開を求めている。

しかし、実施機関は、市町村に対して行う補助金の実地検査において、国保連に委託している審査支払事務について聴き取りを実施しているが、異議申立人の主張するような国保連の法令規則違反や規則を逸脱した方法で過誤調整を行っている事実は確認されていない。

したがって、実施機関は、国保連を指導していないことについての答弁書を作成していない。

(4) 請求④について

異議申立人は、〇〇〇〇〇〇〇に対する監査の書記録及び平成23年9月下旬の監査に関する地域福祉国保課職員による報告書の公開を求めている。

監査中の書記録については、出席した東海北陸厚生局（以下「厚生局」という。）及び実施機関の職員の中から、厚生局の指示を受けた者が作成するため、実施機関の職員が作成する場合があるが、作成したものはその日のうちに厚生局に回収され、写しを含め当該職員が県庁へ持ち帰ることはない。

また、通常、監査に出席した職員は口頭で報告を行っており、書面による報告は作成していない。〇〇〇〇〇〇〇の監査においても報告は口頭で行っており、書面による報告は作成していない。

したがって、実施機関は、請求に係る公文書を作成又は取得していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 請求①（存否応答拒否）について

(1) 条例第6条第1号の趣旨について

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 条例第6条第1号該当性について

本件公開請求に係る公文書の存否を答えることで明らかになるのは、請求に係る個人Aが具体的に誰であるかについて、異議申立人は請求時に認識しているから、特定の個人Aが、疾病にかかり、又は負傷したかどうか、さらには、当該病院を受診したか否か

という事実である。これらは、個人に関する情報であるから、同号本文で規定する非公開情報に該当すると認められる。

よって、請求①に係る公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第6条第1号に該当し、非公開とすべき情報であると認められる。

(3) 存否応答拒否の妥当性について

本件において、対象となる公文書が存在しているか否かを答えることによって明らかになる情報が条例第6条第1号で規定する非公開情報であることについては、上記(2)のとおりであるから、条例第9条の規定に基づきその存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否した実施機関の決定は、妥当であると認められる。

2 請求②から請求④まで（不存在）について

(1) 請求②について

福祉医療費助成事業は、受給資格者の医療費の自己負担分を助成するものであり、市町村が助成金の審査支払事務を国保連に委託して実施し、県は、その経費の一部について、市町村に補助金を交付している。

福祉医療費の過誤調整の具体的な内容がわかる国保連作成の「過誤調整結果通知書」は、通常、事業の実施主体である市町村及び医療機関に送付され、県には送付されない仕組みとなっている。

当審査会において聴取したところ、現に、請求②に係る「過誤調整結果通知書」は、県に送付されておらず、実地検査において同通知書の提出を求めた事実も認められない。

そうすると、請求②に係る公文書を取得していないという実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は見当たらない。

したがって、実施機関が本件請求対象公文書の不存在を理由として非公開とした決定は、妥当であると認められる。

(2) 請求③について

同様に、実施機関が市町村に対して行う補助金の実地検査において、国保連に委託している審査支払事務について、異議申立人の主張するような国保連の法令規則違反や規則を逸脱した方法で過誤調整を行っている事実は確認されておらず、県として、請求③に係る答弁書を作成していないことが認められる。この点、実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は見当たらない。

したがって、実施機関が本件請求対象公文書の不存在を理由として非公開とした決定は、妥当であると認められる。

(3) 請求④について

本件請求において、問題とされている監査については、一般に、診療報酬の請求に疑義がある場合に、健康保険法（大正11年法律第70号）第78条及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条の2の規定に基づき、厚生局と県が共同で実施するというものである。監査の結果、不正請求等が認定された場合には、厚生局が当該保険医療機関に対し、その指定の取消しなどの行政処分を行うものである。

当審査会において聴取したところ、実施機関によれば、当該監査は、処分権限を有する厚生局が統括しており、監査中の書記録については、作成したものを全て厚生局が回収するため、写しを含め実施機関の職員が書記録を取得・保有することはないという

ものである。

そうすると、本件請求に係る監査においても、書面を取得・保有していないという実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は見当たらない。

したがって、実施機関が本件請求対象公文書の不存在を理由として非公開とした決定は、妥当であると認められる。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成27年11月5日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年12月14日	実施機関から非公開決定理由説明書を受領した。
平成27年12月16日	異議申立人に非公開決定理由説明書を送付した。
平成27年12月18日	異議申立人から非公開決定理由説明書に対する意見書を受領した。
平成27年12月22日	実施機関に非公開決定理由説明書に対する意見書を送付した。
平成28年1月13日 (第135回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成28年1月28日 (第136回審査会)	異議申立人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成28年2月12日 (第137回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
会 長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)